商工会ニュースやはば臨時号No.33

年末調整の手続きはお早めに!!

年末調整では、事業主が専従者や従業員の年間の給与総額における年税額を確定し、既に源泉徴収をした税額との差額について納付または還付の手続きをしなければなりません。

令和4年分の源泉所得税の納付期限は、

- ①納期特例の承認を受けていない場合は、翌年1月10日まで
- ②納期特例の承認を受けている場合は、翌年1月20日まで

となっていますので、お忘れのないよう手続きを済ませてください。

商工会では、年末調整及び源泉徴収税の納付指導を次のとおり行いますので、該当される方は お気軽に商工会までお早めにご相談ください。

- ●日 時 **令和5年1月10日(火)、11日(水)、12日(木)** の3日間 午前9時30分~午後4時 ※土日、祝日は除きます。
- ●場 所 矢巾町商工会館

◎当日ご持参いただくもの◎

- ①源泉徴収簿(支払額及び徴収税額記入のこと)
- ②納付書(徴収義務者番号が印字されたもの)
- ③社会保険料等の支払いに関する証明書類(健康保険料・年金・年金基金など)
- ④扶養控除等申告書
- ⑤保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書
- ⑥生命保険料控除証明書
- ⑦地震保険料等控除証明書(地震保険、旧長期損害保険)※短期損害保険料は控除対象外
- ⑧源泉徴収票及び給与支払報告書
- 9店判及び印鑑(認印可)
- ⑩1月から6月までの徴収税額の納付領収書
- (11)マイナンバー関係書類(通知書等)